

輸入貿易管理令に基づいて輸入できる貨物の範囲について

輸入注意事項33第19号 (33.10.28)

改正①輸入注意事項43第17号 (43.9.13) ②輸入注意事項56第20号 (56.2.10)

③輸入注意事項10第1号 (10.3.4)

- 1 外国為替及び外国貿易法、輸入貿易管理令その他輸入に関する法令等において、「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいいます。
 - ③
- 2 上記1において「貴金属」とは、金地金、金合金地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物をいいます。
- 3 上記2において「金を主たる材料とする物」とは、金地金を使用する物品であつて、その含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1以上のものをいいます。
- 4 収集用又は記念用として輸入する外国通貨（外国において強制通用力のある通貨をい、金貨を除く。以下同じ。）の取扱は、次のとおりとします。
 - (1) 外国通貨は、たとえ輸入の目的が収集用又は記念用等であつて、支払手段として使用しない場合であつても、上記1の「支払手段」に含まれるものとします。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、キーホルダー、ブローチ又はネックレス等として使用する目的で加工された外国通貨については、上記1の「支払手段」として取り扱わず「貨物」として取り扱うこととします。

なお、この場合における「加工」とは、通貨そのものを加工した場合又は装身具等として使用する目的で粹その他の物品にはめ込まれた場合（物理的に分離することができない場合に限る。）をいいます。
 - (3) 外国通貨が単に容器又はケースに納められている場合及び粹その他の物品にはめ込まれた場合であつても物理的に分離することができるときには、当該外国通貨については、上記1の「支払手段」として取り扱い、粹その他の物品又は容器若しくはケースは上記の「貨物」として取り扱います。①
- 5 輸入貿易管理令適用対象貨物として輸入できるのは、上記1にいう貨物に限ります。②